

市県民税・国民健康保険税の申告

申告の受け付けは
3月17日までです

申告はもう済みでしたか



とき 3月17日(月)まで
9時～11時30分、13時～16時
(土曜、日曜を除きます)
ところ 市役所 13階 申告会場
お尋ね 市役所 市民税課 (☎ 24 1111)
駐車場が大変混雑しますので、なるべく
公共交通機関をご利用ください。

市内には住んでいないが
週末などに、市内の家族も
とに帰っていた人
市内に妻子が住んでいた人
市内に事務所や事業所、家
を持っていた人

申告をしなくてもよい人
● 所得税の確定申告を税務署など
で済ませた人
● 給与所得だけの人で、勤務先か
ら年末調整された給与支払報告
書が、本市に提出されている人

申告をしなければならぬ人
ことし1月1日現在で市内に住
んでいた人で

- 佐世保市国民健康保険の世帯主
と、前年中に収入があった世
帯員
- 営業、農業、配当、不動産、その
他事業などの所得がある人
- 給与所得者で、給与のほかに年
金、営業、農業、配当、不動産
その他事業などの所得がある人
- 日雇い、パート、アルバイトな
どの収入がある人
- 平成14年中に退職し、再就職し
ていない人
- 公的年金受給者で、社会保険料、
医療費、生命保険料などの所得
控除を受ける人や、そのほかの
所得がある人

市消費生活モニター募集

価格調査や商品内容量調査など、
ことし4月から来年3月まで、毎月
1回行います。

資格 20歳以上で市内に住み、
月1回の研修会に参加
できる人

募集人数 15人(応募多数の場合は抽選)
応募方法 官製はがきに「消費生活モニター希望」と
明記し、住所氏名年齢電話番号
応募の動機を書いて、市消費生活センター
(☎ 857-0056、平瀬町3-1)へ、3月
17日までに(当日消印有効)。



消費者大学講座受講生募集

消費生活に関する法律や暮らしの工夫などをテーマ
に、5月から10月まで毎月1回開催します。

募集人数 100人 受講料 無料
応募方法 官製はがきに「消費者大学希望」と明記し、
住所氏名年齢電話番号を書いて、
市消費生活センターへ3月31日までに(当
日消印有効)。電話でも受け付けます。
お尋ね 市消費生活センター (☎ 2592)

● 公的年金収入だけの人で、社会
保険料、医療費、生命保険料な
どの所得控除の必要がない人

申告に必要なもの

- 印鑑、申告書
- 源泉徴収票(年金、恩給を含む)
か給与支払証明書
- 事業所得の人は、所得計算に必
要な帳簿類、その他の所得の人
は、所得金額が証明されるもの
- 生命保険料、損害保険料、医療
費など各種所得控除のための証
明書、領収書
- 配偶者特別控除を受ける人で、
配偶者に収入がある人は、源泉
徴収票など、配偶者の収入がわ
かるもの

申告をしないと

- 年金、扶養、医療、幼稚園、公
営住宅、奨学金などの申請のと
きに必要、所得証明や課税証
明などが受けられなくなります。
- 国民健康保険税では推計で所得
割を課税することがあります。



3月中旬から
4月中旬まで

異動シーズンは、本市への転入や市外への引っ越しも
多くなり、戸籍や住民票の手続きなどで、市役所の窓口
も混んできます。そこで、できるだけスムーズに手続き
をするためのいくつかの方法をご紹介します。
お尋ね 市役所 戸籍年金課 (☎ 24 1111)

市役所の混み合わない時間
を選ぶ

週初めは混んでいます。週の半
ばで、朝10時までと、16時以降が
比較的すいているようです。

郵便局の窓口を利用する

戸籍や住民票などの郵便請求が
できます。
請求書、手数料分の郵便定額小
為替、切手を張った返信用封筒を
同封してください。

休日・夜間申請受付
ボックスを利用する

市役所前、各支所前にあり、戸



郵便請求や休日・夜間申請受付
ボックスを利用できるのは、請
求する戸籍や住民票に記載され
ている人に限ります。

籍や住民票の請求ができます。

請求書と封筒を用意しています
ので、請求書、手数料分の郵便定
額小為替または現金、切手を張つ
た返信用封筒を同封してください。

支所を利用する

市役所と同じように、住所変更
や戸籍、住民票の手続きができま
す。最寄りの支所までどうぞ。

お出かけ前に確認を

印鑑をお忘れなく

戸籍を請求するときは、印鑑が
必要です。代理人が請求するとき
は、代理人の印鑑と、請求者本人
の委任状または印鑑が必要です。
代理人が住民票を請求するとき
は、請求者本人の委任状または印
鑑が必要です。

×モ 謄本と抄本の違い

戸籍を請求するときは
本籍地、筆頭者の確認を

本籍地が佐世保市以外の方は、
直接本籍地に請求してください。
また、本籍や筆頭者は正しく記
入しましょう。

戸籍や住民票には、謄本と抄本
の二種類があります。
謄本には、同じ戸籍(世帯)に
ある人全員が記載されています。
抄本とは、その中から一部だけを
抜き出した個人の記録のことです。

引っ越しが決まったら
水道局にも届け出を

水道の使用開始や中止の届け出
は、お早めに。

水道局営業課 (☎ 24 1151)
東部営業所 (☎ 3326)
西部営業所 (☎ 47 2366)